

建設工事等の広島県電子契約システム利用者基本規約

(目的)

第1条 この基本規約は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システムのうち、建設工事等の広島県電子契約システム（以下「本システム」といいます。）の利用にあたって必要な事項を定めるものです。

(運営主体)

第2条 本システムは、広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会がその運営を行います。

2 本システムの共同運営に参加する地方公共団体等（以下「参加自治体」と総称します。）を代表するもの（以下「代表運営団体」といいます。）は、広島県とします。

(本システムの内容)

第3条 本システムは、参加自治体が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務及び地域維持事業に係る業務（以下「建設工事等」といいます。）に係る契約について、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、電子署名を行うことにより契約締結事務を行うとともに、当該契約に係る電磁的記録の保管及び保存を行うシステムです。

(規約への同意)

第4条 本システムを利用しようとする者は、参加自治体の条例、規則等に従うほか、あらかじめこの基本規約の内容を確認した上でこれらに同意しなければなりません。

2 本システムを利用した者は、この基本規約の内容に同意しているものとみなします。

(利用資格等)

第5条 本システムを利用しようとする者は、本システムの利用意向を示し、参加自治体より利用を認められた者でなければなりません。

2 利用者は、本システムの利用にあたっては、別途通知される ID 及びパスワードにより認証を行わなければなりません。

3 利用者は、電子署名を行うために必要なメールアドレス（ワンタイムパスワード送付先）をあらかじめ参加自治体に届け出るものとします。

4 利用者は、自己の ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらを使用して行われた本システム上の行為は、当該利用者の意思に基づく行為とみなします。

(利用方法)

第6条 本システムの利用時間は、午前8時から午後8時までとします。ただし、保守等の必要があるときは、参加自治体は、予告なしに本システムの運用を一時停止することがあります。

2 利用者は、本システムが正常に動作する電子計算機（端末を含みます。以下同じとします。）を使用して、本システムを利用するものとします。

なお、当該電子計算機には、ウイルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たなければならないものとします。

3 利用者は、添付書類を電子データとして提出するときは、最新の状態のウイルスチェックを行った上で、これを本システムにおける添付ファイルとして送信するものとします。ただし、添付書類に係る電子データの容量が、本システムの制限容量を超える場合は、これを本システムにおける添付ファイルとして送信するのではなく、持参、郵送その他の参加自治体が指定する方法により提出するものとします。

(禁止事項)

第7条 法令に違反する行為及び次の各号に掲げる行為は、これを禁止します。

- (1) 本システムを本来の目的以外の用途に利用すること。
 - (2) 他人の情報又は虚偽の情報により本システムを利用すること。
 - (3) 本システムに不正なアクセスをし、又はウィルスを送信すること。
 - (4) その他法令又は公序良俗に反する行為。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、本システムの管理若しくは運営を故意に妨害し、又は本システムを破壊すること。
- 2 前項の行為は、原則として無効とします。
- 3 第1項の行為を行った者については、関係する参加自治体において予告なしに本システムの利用停止又は制限等の措置を講ずることができるものとします。

(障害時等の対応)

第8条 本システムが障害等によって利用できなくなったときは、利用者は、関係する参加自治体に連絡して、その指示に従うこととします。

(本システムに登録された情報の取扱い)

- 第9条 本システムに登録された情報に関する権利は、その提出先の参加自治体に帰属するものとします。
- 2 代表運営団体は、本システムの運営上やむを得ないときは、前項の参加自治体の承諾を得て、必要な調査を行い、又は修正を加えることができるものとします。
- 3 本システムに登録された情報は、本システム内に、契約期間の終了日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日を起算日とし、10年間保存するものとします。また、参加自治体は、本システムに登録された情報を、その定めるところにより保存するものとします。

(参加自治体の免責等)

第10条 利用者は、自己の利用に係る電子計算機及びその利用環境の整備、アカウントの管理その他の必要な行為を自己の判断と責任において適切に行い、本システムを適正に利用するものとします。参加自治体は、利用者が本システムを利用したこと、又は利用できなかったことにより発生した利用者及び第三者の損害について、参加自治体に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

(準拠法及び管轄)

第11条 この基本規約は、日本国の法令に準拠するものとします。

- 2 本システムの利用又はこの基本規約に関して参加自治体と利用者との間に生じた紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の改正)

第12条 参加自治体は、必要があると認めるときは、予告なくこの基本規約を改正することができるものとします。

- 2 利用者は、この規約の改正後に本システムを利用した場合は、改正後の規約の内容に同意しているものとみなします。
- 3 利用者は、本システムを利用する都度、この基本規約を確認してください。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、令和 8 年 7 月 27 日から施行します。